



2022年4月27日

各 位

会 社 名 北陸電気工事株式会社  
代表者名 取締役社長 矢 野 茂  
(コード番号 1930)  
問合せ先 執行役員管理部長 山本英樹  
(TEL 076-481-6092)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月29日開催予定の第108回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条の2第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条の2第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第13条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株 主 総 会</b></p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要あるごとにこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は、取締役会の決議にもとづき社長がこれを招集する。社長さしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p> <p>第15条～第48条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新設 &gt;</p>	<p>第1条～第13条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株 主 総 会</b></p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>第14条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第15条～第48条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>1. <u>変更後定款第14条の2 (株主総会参考書類等の電子提供措置) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに定める施行日から効力を生ずるものとする。本附則は、同条の効力発生をもってこれを削除する。</u></p>

以 上